

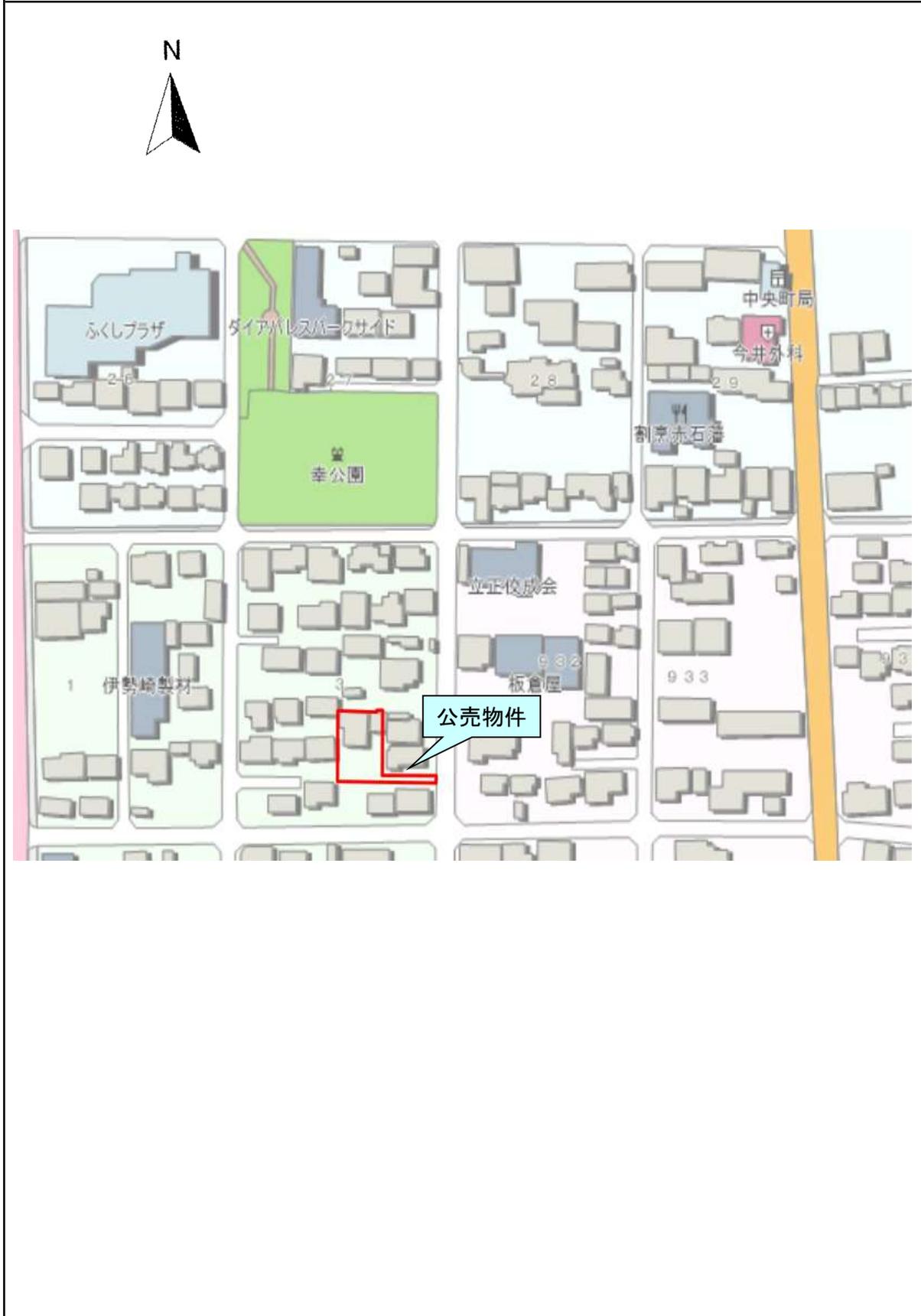
物件明細書

売却区分番号	伊25B-2	見積価額	金7,430,000 円
		公売保証金	金750,000 円
財産の表示	(土地)	1 所在地 伊勢崎市八坂町 地番 3番14 地目 宅地 地積 544.00㎡	3 附属建物 所在地 伊勢崎市八坂町3番地14 家屋番号 3番14 符号 1 種類 物置 構造 ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 10.80㎡ (築年数不明)
	(家屋)	2 所在地 伊勢崎市八坂町3番地14 家屋番号 3番14 種類 居宅・車庫 構造 ブロック・鉄骨・木造瓦葺 2階建 床面積 1階 116.21㎡ 2階 34.78㎡ (昭和34年1月10日新築)	
(以上、登記簿による表示)			
物件の位置	東武伊勢崎線新伊勢崎駅 約560m (道路距離) 伊勢崎市立南小学校 約680m (道路距離)		
公法上の規制	都市計画区分 市街化区域 用途地域 第二種住居地域 建ぺい率 (指定) 60% 容積率 (指定) 200%		
接道状況	東側 幅員約8.0mの舗装市道にほぼ等高に接面する。		
物件の概況	地勢	概ね平坦	
	画地条件 (公図上)	間口約3.2m、奥行約19~26m (公図上)	
	形状	袋地	
	供給処理施設	上水道	あり
		下水道	あり
		都市ガス	あり
使用状況	現所有者が占有していますが、空き家で管理放棄状態です。雑草、庭木が繁茂しています。		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 土地 (建物) 見取図、その他図面・写真等は参考です。現況と相違する場合は現況を優先とします。 公売財産1~3は、一括公売とします。 令和8年3月12日時点では、都市計画道路等の予定はありません。 東側道路は、建築基準法第42条第1項第1号道路です。詳しくは市建築指導課へお問い合わせください。 画地南側部分において、2階の階高程度の高さの庭木や雑草が繁茂しています。 公売財産は、周知埋蔵文化財包蔵地に含まれておりませんが、専門的調査は行っておりません。 その他行政的条件：伊勢崎市景観まちづくり条例有 都市機能誘導区域内 (1. 市役所・伊勢崎駅・新伊勢崎駅周辺) 居住誘導区域内 洪水浸水想定区域 (広瀬川・0.5~3.0未満、粕川・0.5~3.0未満) 		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 伊勢崎市は不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 伊勢崎市は公売財産の引渡し義務を負いません。また、占有者の立ち退きや鍵の引渡し、物件内の動産類の撤去・処分等についても全て買受人自身で行ってください。 不動産登記にかかる登録免許税を含め、権利移転に要する費用は買受人の負担とします。買受代金納付後速やかに伊勢崎市へ所有権移転の請求を行ってください。 境界確定は買受人が隣地所有者と協議してください。 権利移転及び危険負担の移転の時期は買受代金の全額納付があった時とし、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となります。(他の法令等により制限のある場合はこれに従います) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。 土壌汚染や残存物などに関する専門的調査は行っておりません。 公売財産は現状引渡しとなります。伊勢崎市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 公売財産については関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関して関係各部署に確認するとともに実際に現地を確認するなど、十分に調査を行ったうえで入札してください。 伊勢崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは公売に参加することは出来ません。 		
その他の事項	本物件は消費税法上の混在財産です。(消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在した財産)		

公売財産周辺地の概要図

売却区分 番号	伊25B-2
------------	--------

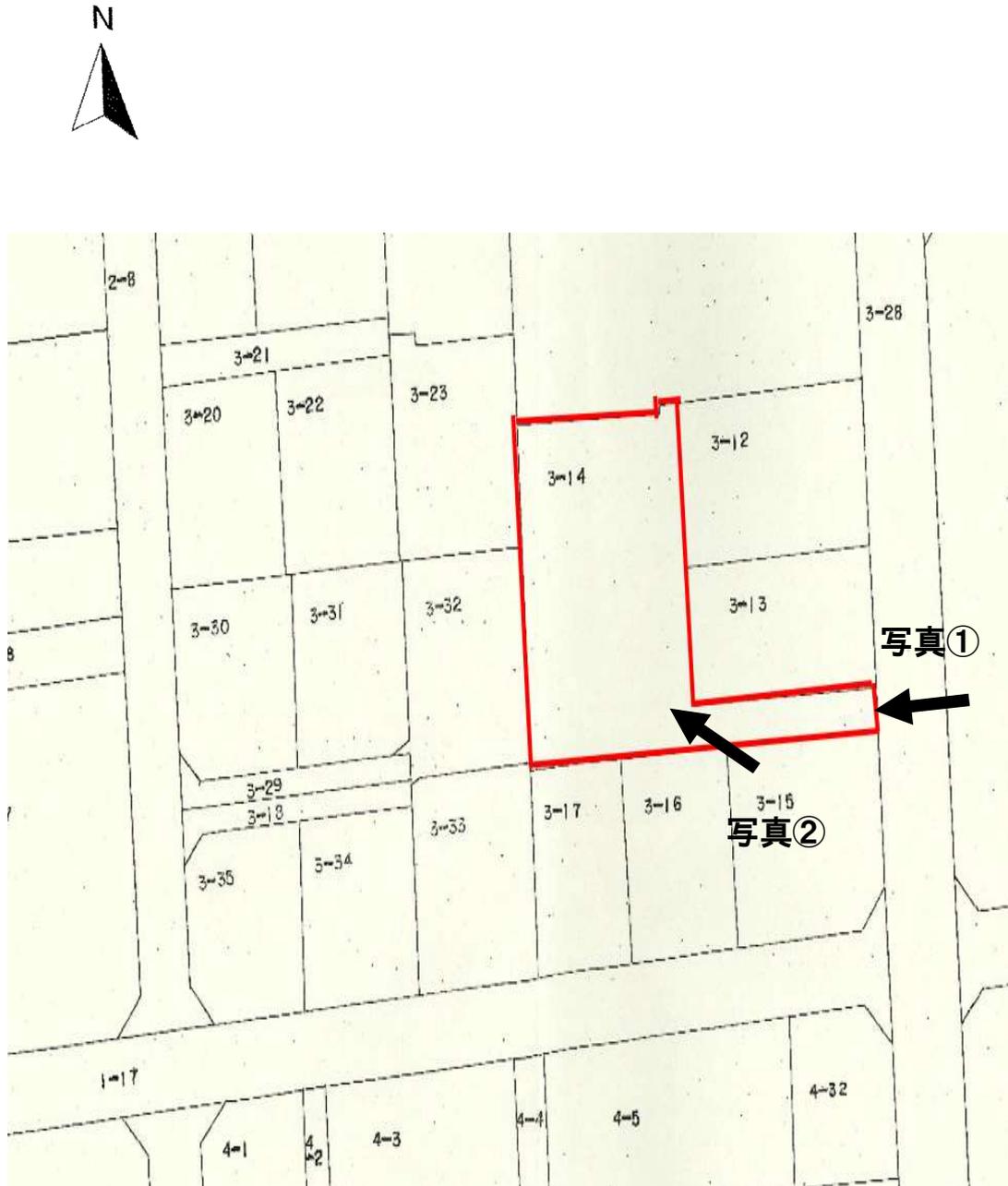
公売財産周辺地の概要図



土地の見取図

売却区分 番号	伊25B-2
------------	--------

土地の見取図



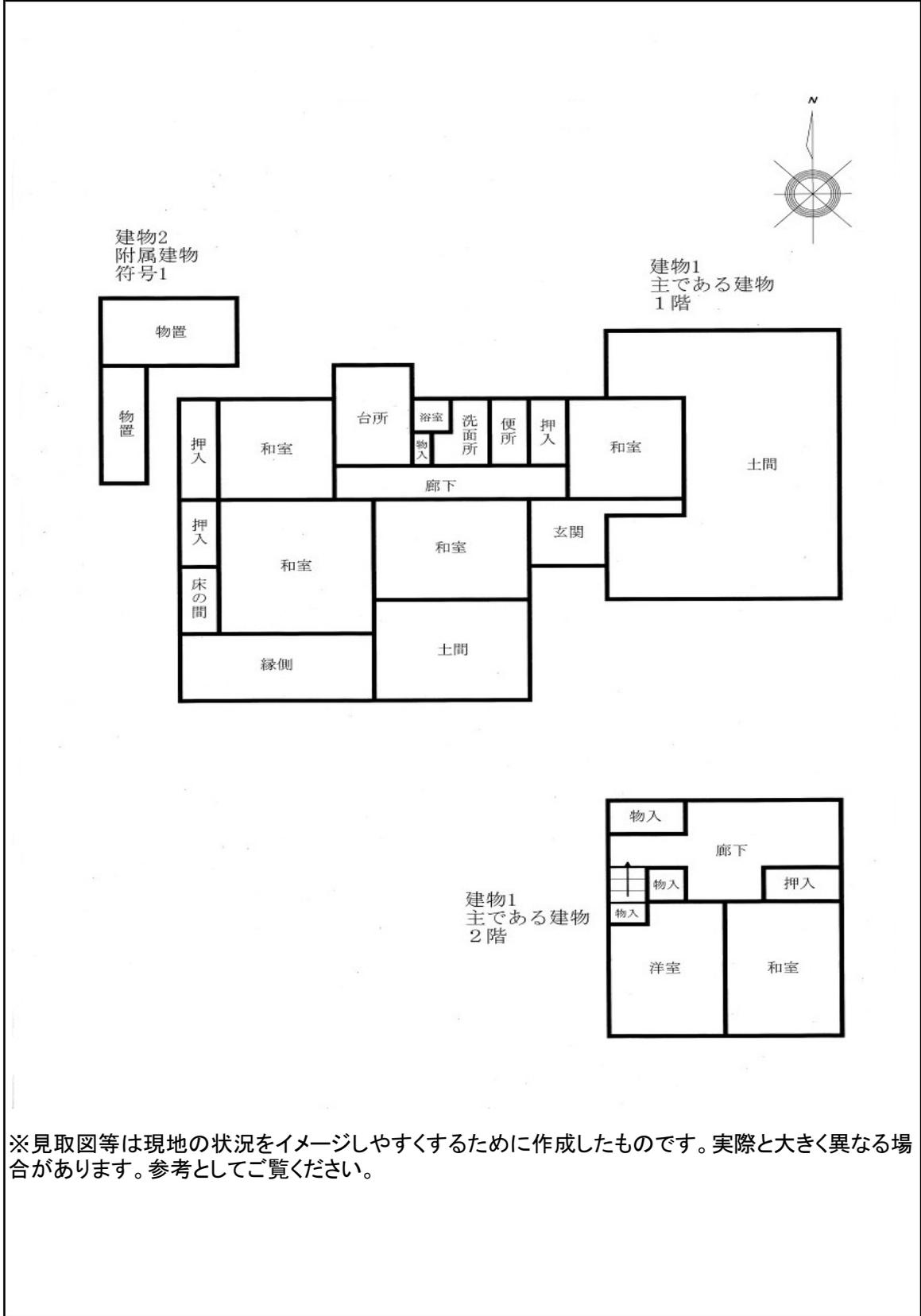
※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものです。実際と大きく異なる場合があります。参考としてご覧ください。

建物の見取図

売却区分
番号

伊25B-2

建物図面



※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものです。実際と大きく異なる場合があります。参考としてご覧ください。

売却区分
番号

伊25B-2

写 真

(写真①)



(写真②)

